

鈴鹿市議会って？

(1)



定数
28人 = **25** + **3**



※ 社会状況の変化などを受け特別委員会で議論を行い、2023年の統一地方選挙から、それまでの32人から4人減としました。28人は、男性議員25人、女性議員3人で構成されています。

委員会

(3) 議員は4つの常任委員会のどれかに所属します。これらのほかに、全員協議会、各派代表者会議、広報広聴会議議会だより編集会議などいろいろな会議があります。

常任委員会	総務	危機管理部 政策経営部 総務部 会計課 消防本部 議会事務局 選挙管理委員会 監査委員 ほか、どれにも属さない事項
	文教環境	教育委員会 文化スポーツ部 環境部
	地域福祉	子ども政策部 健康福祉部 地域振興部
	産業建設	産業振興部 土木部 都市整備部 上下水道局 農業委員会
	予算決算委員会	分科会にわかれて予算と決算を審査します。
特別委員会		必要に応じて設置されます。
議会運営委員会		議会運営について協議します。

(2) 日本国憲法 第93条 第1項で

「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。」と規定され、地方自治法 第6章 議会で議会の権限が挙げられ、行政のチェックや政策提案をしています。

議決権	下に記載しています。
選挙権	権限に属する選挙の実施
検査権	事務の管理、議決の執行および出納を検査
監査請求権・調査権	監査を求め、結果に関する報告を請求
意見の表明権	国などへ意見書を提出

議決権

(第96条 第1項, 第2項)



- 条例の制定・改廃
- 予算を定める、決算の認定
- 重要な契約の締結
- 財産の取得と処分
- 条例で議決事項と定めた事項など

(5) 市民生活相談

市民の方から、市の仕事に対する困りごとや、要望などをお聞きして、ご相談頂いた内容に応じて、法などを超えない範囲で、適切な対応につながるように活動しています。



(4) 鈴鹿市議会基本条例に則って

私たち市議会議員は活動しています

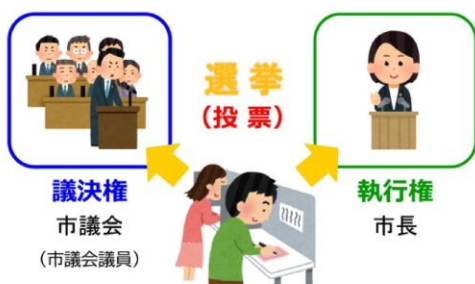
鈴鹿市議会には「鈴鹿市議会基本条例」があります。各議員は、そこで書かれていることを守り、議員活動を行っています。第2章には「議会及び議員の活動原則」があり、議会として「①市民との情報共有、②市民参加機会の拡充で意見を聴くこと、③議員間の討議を活性化すること」が書かれ、議員は「①市民代表としての責任を自覚して合意形成に努めること、②市民意見の把握と説明責任、③調査や研修で資質向上に努めること」が書かれています。



議会基本条例解説入りです



そして第4章で「議会と執行機関の関係」では、主権者である市民の皆さんの選挙により選ばれる「二元代表制の一翼を担う機関」としての役割が書かれています。このように、私たちは会議だけでなく、日々活動を行っています。



地域課題の解決



みなさんの声や議員活動から気づいた、身近な福祉や教育、道路の改善などの地域課題を、市の担当課と話したり、議会質問などを通じて、解決につながるよう取り組んでいます。

政策のための調査研究

鈴鹿市の政策のチェックや、市民の皆さんに良い政策を提案するために、政策に関する研修会に参加したり、先進的な取組をしている自治体を視察しています。そこで得たものを議会活動に活かしています。



きょうの取組は、これらの一環で行っています。

(6) 時代の変化にあわせた議会の取組

鈴鹿市議会では“通年議会”を導入しています。また、一人一台の端末も導入、グループウェアなどを導入して、議会のDXに取り組んでいます。

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
開会議会	通年議会会期											
	休会(委員会)	6月定例議会	休会(委員会)	9月定例議会	休会(委員会)	12月定例議会	休会(委員会)	2月定例議会	休会(委員会)	閉会議会	休会(委員会)	

過去の議事録や動画、市議会への意見や議員のことなど、もっと知りたい方は、市議会ホームページをぜひご覧ください。



新しい発見があるかも

